

## 指定給水装置工事事業者更新申請の注意点について

水道法の一部改正により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、現在の指定内容及び更新期限等の確認を再度お願いします。

また、更新については新規指定に基づいて行うものとされているため更新時に変更等は一切できない法改正となっていますので、指定内容と相違している内容等がありましたら早急に変更申請してください。

### 1、更新手続きの通知・送付について

更新時期については、当該年度の更新者リストを作成し、対象給水業者へ文書を発送します。

送付文書内容については、現在の指定内容、更新申請期間、必要書類一覧表、納付書等としますので、更新の際は必ず期間内に書類の提出、申請時に納付をしてください。

### 2、更新手続きについて

更新手続きについては、ほぼ新規申請と同内容の提出書類となっています。

また、更新申請を提出する場合は、チェックシートも一緒に提出してください。

① 指定給水装置工事事業者更新にかかるチェックシート

② 様式第1 指定給水装置工事事業者指定申請書

・表面の事業の範囲が定款・登記事項証明書に記載されている場合は、「定款に記載のとおり」、「登記事項証明書に記載のとおり」と記載しても差し支えない。次の機械器具の名称、性能及び数の欄は「別表のとおり」と記載し機械器具調書を添付してください。

③ 様式第2 誓約書

④ 別表 機械器具調書

- ・金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
- ・やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
- ・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ・水圧テストポンプ、**簡易塩素測定器具**

上記の項目があるか、機械器具の写真も添付してください。

⑤ 指定給水装置工事事業者確認票

上記確認票は、指定業者の業務内容を把握し水道利用者への情報提供ができるように水道業者の情報の充実を図ることと、講習会の実績、主任技術者の講習実績など技術向上のための講習会の参加確認、励行を目

的とした確認票となっています。

講習実績については「分岐(配管)実務経験者確認証」、給水装置工事資格証、eラーニング研修などの講習終了証があれば添付してください。

社内講習等で終了証がない場合でも、確認票に記入してください。

また、この確認票については、全ての項目に公表の不可の欄がありますが、ホームページ等に全てを公表するのではなくこの中から必要事項のみを公表し、それ以外については水道利用者に聞かれたら答える程度と考えています。

#### ⑥ 添付書類

- ・法人は、「定款及び登記事項証明書」、個人は「住民票の写し」
- ・給水装置工事主任技術者の免状または技術者証の写し
- ・現在発行している指定給水装置事業者証の写し

※指定証原本について承認・決裁後新しい指定証と交換します。

#### ⑦ 納付書(更新手数料)

同封した納付書を持参し、更新申請時に納入をお願いします。

更新申請時、すでに銀行等で納入されている場合は、納付書(写し)の持参をお願いします。

※記載事項に不備がないか内容確認してから提出をお願いします。

### 3、書類の提出方法について

更新書類提出は基本的に市役所の窓口対応とさせていただきます。

諸事情により来庁できない場合は、郵送申請も受け付けますが、返信用封筒を同封してください。また、手数料振込確認は納付書(写し)を持参または郵送等してください。収入確認してから新しい指定証をお渡します。

〔更新期限日が香美市の閉庁日と重なった場合、翌開庁日に更新申請を行えば失効とはなりません。〕

・郵送の同封返信用封筒『・角2封筒(指定書用)・長3封筒(納付書用)』

### 4、更新手数料について

更新手数料 **5,000円**

手数料については、申請書受取時に納付書を渡しますので、更新完了連絡までに支払いをしてください。また、書類の不備や更新が妥当でない判断され更新できなかった場合でも、更新確認作業に対する手数料としていますので返金等は致しません。

#### 5、指定内容に変更があった場合について

更新申請については、現在の指定内容に基づき行うため、更新時に代表者名、役員名、主任技術者などが従前の内容と違っている場合は、指定内容の変更が反映されたのちの受付となります。この場合は、更新書類を返却しますので、先に変更申請書を作成し承認・決裁を受けてください。同時申請は受付いたしません。

変更申請についての提出書類は、変更内容によって変わりますので、『香美市指定給水装置工事事業者規則第7条（変更等の届出）』で確認してください。

※指定内容の変更届けは、水道法第25条の7及び水道法施行規則第34条に基づき、事由発生後30日以内に水道事業者へ届け出が必要です。

#### 6、更新申請完了の通知・連絡について

更新完了の通知及び連絡については行いません。

一次受付締切までに申請された場合は、10月1日には新しい指定証が作成できていますので、10月1日以降に「旧指定証」を持参または郵送してください。

※郵送の場合は、返信用封筒として角2封筒を同封してください。

一次受付締切以降に更新書類を提出、または更新手数料を納入されていない場合は、10月1日に新指定証ができていない場合もありますので、電話等で確認してから来庁または郵送をお願いします。

#### 7、指定の失効について

指定の更新制度が水道法で一部改正されたことで、5年に一度更新しなければ香美市内での給水工事をすることができなくなります。指定の失効については、給水の指定を受けている業者及び休止している業者も対象となるため、休止している場合でも更新申請が必要になります。

失効した場合は、市の指定一覧から情報を削除します。失効前に更新の通知文書を送付しているため、失効したことの通知等は致しません。また、更新通知が宛て先不明で返送された場合も、不明業者の追跡調査等を行いませんので事業所等を変更した場合は、早急に届け出をしてください。

・更新通知の指定期間については、更新する業者が重ならないように調整しているもので指定期限までに提出いただき、受領すれば更新することができます。

更新申請を期限が迫って提出し、指定台帳と相違している場合は、一度申請書を返すので変更内容によっては更新が間に合わず失効する場合があります。

申請は指定した期間に余裕をもって提出するようにしてください。

## 8、指定を失効した場合について

指定を失効していることに気づかず給水工事を行った場合

〈失効前に契約・届け出をしている場合〉

失効前に契約が成立しているため、施工から完了まで工事をして罰則の対象とはならない。

〈失効後に契約・工事申請した場合〉

過料及び一定期間、香美市の指定登録ができないなどの罰則対象となります。

## 9、指定の有効期間について

指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

| 指定を受けた日          | 初回更新までの有効期間               |
|------------------|---------------------------|
| H10.4.1～H11.3.31 | 改正法施行日の前日から1年:令和2年9月29日まで |
| H11.4.1～H15.3.31 | 〃 2年:令和3年9月29日まで          |
| H15.4.1～H19.3.31 | 〃 3年:令和4年9月29日まで          |
| H19.4.1～H25.3.31 | 〃 4年:令和5年9月29日まで          |
| H25.4.1～R1.9.30  | 〃 5年:令和6年9月29日まで          |

上表以降指定を受けている業者については、指定を受けた日から5年間となっています。

## 10、その他の事項について

更新申請については、水道法及び水道法施行規則などを確認いただき、法律に沿った申請をお願いします。ご不明な点等ありましたら下記まで問い合わせをお願いします。

お問い合わせ

香美市環境上下水道課

工務班 担当 公文

Tel 0887-53-3110

Fax 0887-53-3051